

日光市広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として有料広告を掲載することにより、市の自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる市の資産（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が所有する公用車
- (3) 市が管理するホームページ
- (4) その他市長が広告掲載を認めるもの

(広告掲載の範囲)

第3条 掲載をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に規定する広告掲載の範囲の細部その他必要な事項は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置及び掲載期間並びに広告掲載料金は、広告媒体ごとに、別に定める。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広告媒体ごとに市の広報紙、市ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、日光市広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする原稿、図面等（WEBページへの掲載にあつては市長が指定する電子媒体に記録したものを含む。）を添えて指定された日までに市長に提出しなければならない。

（広告掲載の優先順位）

第7条 掲載する広告の優先順位は、次の各号の順とし、同一の掲載順位の中で申込みが予定の数を超えたときは、抽選により決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で、市内に事業所等を有するものの広告
- (4) 前3号に規定するもの以外のものの広告

2 前項の規定により抽選で除かれた申込者については、台帳に記載し、次回募集時には優先して広告掲載するものとする。

（広告掲載の決定等）

第8条 市長は、第6条に規定する申込書の提出を受けたときは、申込期間満了後速やかに当該申込書に係る広告原稿の内容が第3条に規定する広告掲載の範囲内であるか審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査の規定による審査は、広告媒体の所管部署が行うものとする。ただし、当該所管部署の審査において第3条の規定する広告掲載の範囲に抵触すると認められたときは、さらに日光市広告審査委員会が審査を行うものとする。

3 市長は、広告掲載の可否の決定をしたときには、日光市広告掲載・不掲載決定通知（様式第2号）により広告を掲載しようとする者にその旨を通知しなければならない。

4 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市の指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

5 市長は、決定を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、納付しなければならない

ない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(権利譲渡の禁止)

第10条 広告主は、広告掲載の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告物の掲載)

第11条 広告主は、広告を掲載するときは、その方法、日程等について市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が市長の指示若しくは付した条件に適合したものであること。

2 広告主は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が第8条第4項の規定による指示又は付した条件に従わないとき。
- (2) 決定を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条の基準に抵触したとき。
- (3) 市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (4) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告物の撤去等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載した広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告主が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 前条の規定により広告掲載に係る契約の解除又は許可の取消しをなされた広告主が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (3) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、前項第3号の事項による場合は、この限りでない。

(日光市広告審査委員会の設置)

第15条 この要綱に基づく広告事業の実施に関し必要な事項を調査検討し、及び審査させるため、日光市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 有料広告掲載についての所管部署間に共通する基準を審査すること。
- (2) 所管部署の作成する広告掲載料等を含めた具体的広告掲載案を審査すること。
- (3) 第8条第2項ただし書に規定する場合に、広告原稿の内容について審査すること。
- (4) その他市長が審査及び調査検討を必要と認める事項。

3 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって組織する。

4 委員会の委員長及び副委員長は、それぞれ市長の指名する副市長をもって充て、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 委員長は、委員会の事務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

8 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

9 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

10 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長等その他の委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

11 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月23日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による広告事業の実施に関し必要な手続は、この要綱の施行の前日であっても行うことができる。

別表（第15条関係）

総務部長、企画部長、市民環境部長、健康福祉部長、観光経済部長、建設部長、上下水道部長、日光総合支所長、藤原総合支所長、足尾総合支所長、栗山総合支所長、教育次長、消防長、市長が特に必要と認める職員

様式第1号（第6条関係）

日光市広告掲載申込書

年 月 日

日光市長 様

広報掲載申込者

住所（所在地）

名 称

代表者職・氏名

電 話 番 号

担当者職・氏名

日光市広告事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申し込みます

なお、掲載に当たっては、日光市広告事業実施要綱、日光市広告事業掲載基準その他の広告掲載を希望する媒体に係る有料広告に関する定めを遵守します。

広告の掲載を希望する媒体	
掲載位置及び規格等	
掲載を希望する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

日光市長



日光市広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった への広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、日光市広告事業実施要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 掲載する
 掲載しない
(理由)
- 2 広告媒体
- 3 広告掲載期間 年 月 日 から 年 月 日
- 4 広告の内容（掲載位置及び規格等）
別紙 添付資料のとおり
- 5 広告掲載料 円
- 6 その他注意事項